指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）事業所

訪問介護れふと

運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社Ｅぷらすが設置する訪問介護れふと（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護」「重度訪問」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

２　居宅介護・重度訪問の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

３　居宅介護・重度訪問の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

４　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び久留米市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年久留米市条例第 32 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　訪問介護れふと

（２）所在地　久留米市小森野 1-3-30　エパル小森野　東棟

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　1名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅・重度訪問介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　1名以上（常勤）利用者数に応じて配置

サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

（３）従業者　常勤換算で2.5名以上

従業者は、介護計画に基づき居宅介護・重度訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から日曜日までとする。ただし事業所の都合により不定休あり

（２）営業時間　午前8時30分から午後17時30分までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から日曜日までとする。

（４）サービス提供時間午前0時から午後12時まで（24時間）とする。

（５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

（居宅介護・重度訪問の内容）

第６条　事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする

（１）居宅介護・重度訪問計画の作成

（２）身体介護　　入浴、排せつ及び食事等の介護／通院介助（身体介護を伴うもの）

（３）家事援助

調理、洗濯及び掃除等の家事の援助／通院介助（身体介護を伴わないもの）

（４）通院等のための乗車又は降車の介助

通院等のために行う本事業所の従業者が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助（乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を含む）

（５）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（利用者から受領する費用の額等）

第７条　居宅介護・重度訪問を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の１割とする。ただし、利用者負担額の月額については、法第２９条第３項第２号の定めによるものとする。

２　法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

３　次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護・重度訪問を行う場合は、次の額を徴収するものとする。

①　１訪問当たり往復20㎞未満は150円とし､20㎞を超えた時点から1㎞超えるごとに10円追加徴収とする。

４　第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は以下の地域とする

久留米市、朝倉市、大刀洗町、小郡市、筑紫野市、筑後市、八女市、広川町、
鳥栖市、みやき町、上峰町、基山町

（緊急時等における対応方法）

第９条　居宅介護・重度訪問の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

（居宅介護・重度訪問を提供する主たる対象者）

第１０条　事業所において居宅介護・重度訪問を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者

（２）知的障害者

（３）障害児（児童福祉法に定める障害児）

（４）精神障害者（18歳未満の者を含む）

（５）難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める難病患者等）

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

（５）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る

（６）前５号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　職員は、利用者等に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

（１）殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

（２）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

（３）廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

（４）強引に引きずるようにして連れて行く行為。

（５）食事を与えないこと。

（６）利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

（７）乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

（８）性的な嫌がらせをすること。

（９）当該利用者を無視すること。

（10）利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第１２条　事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じる。

（１）　事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）　事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第１３条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（掲示）

第１４条　事業所は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（苦情解決対応）

第１５条　提供した居宅介護に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。

３　提供した居宅介護・重度訪問に関し、法の規定により都道府県又は市町村その他関係機関及びそれぞれの長（以下「都道府県等」という。）が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を都道府県等に報告するものとする。

４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

第１６条　事業所は、居宅介護・重度訪問の提供により事故が発生した場合は、久留米市長及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３　事業所は、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（身体拘束の禁止）

第１７条　事業所は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

３　事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（暴力団の排除のための措置）

第１８条　事業者は、暴力団員等を当該事業所の管理者等にしないことその他の事業所の運営に当たり当該事業所が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないための必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１９条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後３カ月以内

（２）継続研修　年１回

２　職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

５　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じる。

６　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

７　事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から５年間保存するものとする。

８　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は　株式会社Eぷらすと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この変更規程は、令和６年４月１日から施行する。